

# 筑紫野市子ども条例骨子(案)

平成21年6月

筑紫野市

# 筑紫野市子ども条例の基本内容構成

## 前 文

### 条例の目的、言葉の意味 基本の考え方、大人等の役割

- ( 1 ) 目 的
- ( 2 ) 言葉の意味
- ( 3 ) 基本の考え方
- ( 4 ) 大人の役割
  - ・ 市 ・ 親等の保護者
  - ・ 育ち学ぶ施設 ・ 市民等

### 人間として大切な子どもの権利

- ( 1 ) 安心して生きる権利
- ( 2 ) 自分らしく生きる権利
- ( 3 ) 意見表明や参加する権利
- ( 4 ) 支援や保護を受ける権利

### 子どもにやさしいまちづくりの推進

- ( 1 ) 子ども施策の行動計画と推進
- ( 2 ) 子どもの権利に関する市民の理解を深めるための広報、学習、研修
- ( 3 ) 子どもの参加と参画
- ( 4 ) 居場所づくりと地域の支援
- ( 5 ) 子育て支援
- ( 6 ) 育ち学ぶ施設の職員等への支援
- ( 7 ) 虐待からの救済

### 子どもの権利侵害に関する相談、救済の 必要性と回復支援

- ( 1 ) 権利侵害に関する相談及び救済
- ( 2 ) 筑紫野市子どもの権利救済委員
- ( 3 ) 救済委員の職務
- ( 4 ) 勧告などの尊重
- ( 5 ) 救済や回復のための連携
- ( 6 ) 救済委員に対する支援や協力

### 子どもの権利の保障状況の検証

- ( 1 ) 筑紫野市子ども施策検証委員会
- ( 2 ) 権利委員会の職務
- ( 3 ) 提言とその尊重

## 前文（案）

子どもは今を生きる一人の人間として、かけがえのない存在です。子どもには人間として生きていくための当然の権利があります。

また、子どもたちは、筑紫野市を引き継ぎ、未来へとつないでいく役割を担う存在でもあります。

子どもが自立し、互いを尊重しあい、責任ある社会の一員となることができるように成長及び発達をするためには、子どもの「あるがまま」を大切にし、子どもの最善の利益が保障されるように支援することによって、未来を切り開いていく生きる力を高めることが保障されなければなりません。

子どもは、子どもが持つ権利を正しく学び、感じたこと、考えたことを自由に表明し、自分に関わることに参加できるように支援されることで、自分が大切にされていることを実感し、自分と同じように他の人も大切にしなければならないことを学びます。そのことは、子どもが自分の育った市や地域に親しみを持つことになり、持続するまちづくりにもつながります。

大人は、子どもの気持ちを十分に受け止め、子どもの最善の利益のために、子どもが直面することについて一緒に考え、子どもの個々の状況に応じた支援をしていかなければなりません。

虐待やいじめ、不登校など、子どもを取り巻く多くの問題は、個人や家族の努力や心がけで克服することは非常に難しくなっています。子どもを支援する大人への支援も必要です。家庭や施設での子育てを支援する仕組み、子どもの権利が侵害されたときの相談及び救済の仕組み、また、状況の変化に対応できるように具体的な施策と実践を検証し、修正する仕組みも必要です。

筑紫野市は人権と平和を尊重するまちであり、「児童の権利に関する条約」に示された子どもの権利も尊重されるまちでなければなりません。

私達は、子どもの権利を尊重することが、未来を担う子どもの生きる力を育み、子どもと大人が共につくる豊かで平和な地域社会の形成につながるという考えの基に、この条例を制定します。

## 条例の目的、言葉の意味、基本の考え方、大人等の役割

### (1) 目的

この条例は、「児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）」の理念に基づき、子どもたちが自らの意志で成長及び発達すること（以下「子育て」という。）の大切さを明確にするとともに、子どもの権利を保障するために子育て、子育てを支援する仕組みと取り組みを明らかにすることによって、子どもたちが自分も他人も大切にし、いきいきと過ごすことができるまちの実現を目的とします。

### (2) 言葉の意味

この中で使われる言葉は、次のように定義します。

市民とは、筑紫野市に居住する者、通勤する者、通学する者その他市内で活動する個人をいう。

子どもとは、18歳未満の市民をいう。

育ち学ぶ施設とは、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に規定する学校などの機関、その他子どもが使用する施設などをいう。

事業者とは、市内において営利非営利を問わず事業を行う者をいう。

「権利」とは、「児童の権利に関する条約」において認められる権利のことをいう。

### (3) 基本の考え方

子どもの権利を尊重し、子育て、子育てを支えるまちづくりは、次の基本の考え方に基づいて進めるものとする。

子どもの最善の利益が第一に考えられること。

子ども一人ひとりが権利の主体として尊重されること。

子どもの自尊感情が育まれるよう配慮されること。

子どもの成長と発達に応じた支援がなされること。

子どもと大人の信頼関係を基に地域社会全体で推進されること。

### (4) 大人等の役割

市の役割

子どもの権利の保障及び子育て支援のための計画を策定し、推進する。国や他の地方公共団体等と連携協力し、市外においても子どもの権利が保障されるように努める。

親等の保護者の役割

子育てについての「第一義的責任者」として、子どもの権利を尊重し、子どもの年齢や成長に応じた支援及び指導に努める。

育ち学ぶ施設の役割

子どもの権利を尊重し、家庭や地域と協力しながら、子どもが自ら進んで学び、成長、

発達していけるよう支援及び指導に努める。

市民及び筑紫野市で活動を行う団体や事業者の役割

子どもの権利を尊重し、地域活動等を通して、子育て及び子育てを支えるよう努める。

## 人間として大切な子どもの権利

子どもが安心して自分らしく育ち、成長にふさわしい生活をしていくうえで、次に掲げる権利はとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

### (1) 安心して生きる権利

愛情と理解をもって育まれること。

あらゆる形態の差別を受けないこと。

身体的、精神的、性的暴力を受けず、放置されないこと。

健康に配慮され、休息と適切な医療が保障され、成長にふさわしい生活ができること。

平和と安全な環境の中で生活ができること。

労働の搾取から守られること。

### (2) 自分らしく生きる権利

自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。

個性や他者との違いが認められ、人格が尊重されること。

自分の考えを持つこと。

プライバシーが尊重されること。

自分に関する情報が不当に収集され、利用されないこと。

子どもであることにより、不当な扱いを受けないこと。

さまざまな文化、芸術、スポーツに触れ楽しむこと。

年齢や活動意欲に応じて安心して遊ぶこと。

### (3) 意見表明や参加の権利

自己表現や自分に関するものの意見が尊重されること。

子どもに関わる施設の運営に子どもの意見が活かされる機会があること。

仲間を作り、仲間と集うこと。

社会に参画する機会があること。

社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

### (4) 支援や保護を受ける権利

子どもは、身体的、精神的、経済的等の状況に応じて、子どもの権利を行使するために自分に役立つ情報を知り、必要な支援や保護を受けることができる。

## 子どもにやさしいまちづくりの推進

### (1) 子ども施策の行動計画と推進

市は、子どもの権利の保障及び子育て支援が総合的かつ計画的に図られるための子ども施策に関する行動計画を策定する。

市は、子どもの権利の保障及び子育て支援に当たって、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

市は、行動計画を策定するに当たって、市民及び後述の筑紫野市子ども施策検証委員会の意見を聞く。

市は、行動計画を推進するため、必要な体制の整備を図らなければならない。

市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに連携を図る。

### (2) 子どもの権利に関する市民の理解を深めるための広報、学習、研修

市は、子どもの権利について市民の理解を深めるための広報に努める。

市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努める。

人権教育の中に子どもの権利の内容を位置づける。

市は、育ち学ぶ施設の職員等の関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供する。

市は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援する。

### (3) 子どもの参加と参画

市は、子どもがまちづくりや市政に意見を表明し参加できるように、場や機会を提供する。

育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、子ども、親、職員その他の関係者が参加し、意見を述べあう機会を提供する。

市は、子どもが地域における活動に参加する機会を促進するよう、その方策の普及に努める。

育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

### (4) 居場所づくりと地域の支援

市及び市民は、子どもが安全で安心できる環境の中で、自分が受け入れられ、主体性が育まれる居場所づくりに努める。

市は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努める。

市及び地域は、居場所の提供などの自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努める。

市及び市民は、子ども同士の交流や居場所づくりに当たって、障害がある場合等の特別な事情をもつ子どもに対して必要な情報を得られるように配慮するよう努める。

#### (5) 子育て支援

親等の保護者は、育ち学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係者からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、**関係者は、**子どもの情報を説明するときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

親等の保護者は、その子どもの養育に当たって、市から支援を受けることができる。

市は、親など保護者が子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努める。

市は、乳幼児を育てる親同士の交流や居場所を十分に保障し、子育てに関する情報の提供に努める。

市は、子育てグループの支援を積極的に行う。

事業者は、市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮するよう努める。

#### (6) 育ち学ぶ施設の職員等への支援

育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、その子どもの権利の保障が図られるよう環境の整備に努めるとともに、職員に対して子どもの権利についての研修をする時間や機会を与えなければならない。

前項の環境の整備に当たっては、親等その他地域の住民との連携を図るとともに育ち学ぶ施設の職員の主体的な取り組みを通して行われるよう努めなければならない。

育ち学ぶ施設の職員は子どもや保護者と問題が起きたとき、お互いの信頼が回復されるように十分支援されること。

#### (7) 虐待からの救済

市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努める。

市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のために、関係機関、関係団体等との連携を図り、その支援に努める。

前項の救済及びその回復にあたっては、二次的被害が生じないよう、その子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

## 子どもの権利侵害に関する相談、救済の必要性と回復支援

### (1) 権利侵害に関する相談及び救済

市は、子どもの権利の侵害に対して速やかで適切な救済を図り回復を支援するために、筑紫野市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を設置する。

子ども、親等の保護者、育ち学ぶ施設関係者及び市民は、筑紫野市子どもの権利救済委員に対して、子どもの権利の侵害について相談し、救済を申し立てることができる。

### (2) 筑紫野市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）

救済委員の定数は、3人以下とする。

救済委員は、子どもの権利に関して理解や豊かな経験がある者のうちから、市長が委嘱する。

救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

市長は、救済委員の心身の故障によりその活動ができないと判断したとき、又はふさわしくない行為があると判断したときには、その職を解くことができる。

救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。また、その職務上の地位を政党又は政治的目的、**営利的目的若しくは宗教的目的**の為に利用してはならない。

救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

委員の報酬及び費用弁償は、別に定める。

### (3) 救済委員の職務

子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために助言や支援をする。

救済の申立てを受けたとき、又は自らの発意により、必要に応じて調査、調整、勧告、是正要請をすることができる。

救済委員は、処理の概要を適切な方法によって申立人に通知する。

救済委員は、勧告又は是正要請によってとられた措置の報告を求めることができる。

救済委員は、必要に応じ、勧告、是正要請の公表をすることができる。ただし、勧告又は是正の要請の公表に当たっては、救済委員全員が賛同することを前提とする。

救済委員は、毎年その活動状況等を市に報告しなければならない。

### (4) 勧告などの尊重

勧告又は是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めなければならない。



### (5) 救済や回復のための連携

救済委員は、その職務の遂行に当たっては、市、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と連携を図るよう努めなければならない。

### (6) 救済委員に対する支援や協力

市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援しなければならない。

市は、子ども及び市民にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが救済委員への相談並びに擁護及び救済の申し立てを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努める。

市民は、救済委員の活動に対して協力するよう努める。

## 子どもの権利の保障状況の検証

### (1) 筑紫野市子ども施策検証委員会

この条例に基づく施策や行動計画の実施の結果、子どもの権利の保障の状況について検証するために筑紫野市子ども施策検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。検証委員会の委員は、福祉、保健、医療、教育、人権等の子ども施策に関する分野において見識を有する者及び市民から市長が委嘱する。

検証委員会は15人以内の委員で組織する。

検証委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

検証委員会の委員の報酬及び費用弁償は、別に定める。

### (2) 検証委員会の職務

検証委員会は、市長の諮問を受けたとき、又は必要があるときは自らの発意によって、筑紫野市の子ども施策の実施状況などについて調査及び審議を行う。

検証委員会は、前項の審議に当たって市民から意見を求めることができる。意見を求めるに当たっては、子どもからの意見が得られるよう、その方法等に配慮しなければならない。

### (3) 提言とその尊重

検証委員会は、調査や審議の結果を市に報告し、子どもの権利擁護及び子育て支援のために必要な制度の改善などの提言を行う。

市は、検証委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとるよう努めなければならない。

市は、提言に対する措置を検証委員会に報告しなければならない。